

総務産業常任委員会会議録

- 1 日 時 平成30年3月6日(火)
16時11分開会 17時00分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：桜井崇裕 副委員長：中島里司
委員：高橋政悦、佐藤幸一、口田邦男、西山輝和
議長：加来良明
- 4 事務局 事務局長：佐藤秀美、係長：宇都宮学
- 5 説明員
 - (1) 請願の審査について
総務課：課長 小笠原清隆、課長補佐 鈴木 聡
- 6 議 件
 - (1) 請願の審査について
・請願第16号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の請願について
 - (2) 広報広聴常任委員の選出について
 - (3) 所管事務調査の申し出について
 - (4) 議会報告会と町民との意見交換会について
 - (5) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

委員長（桜井崇裕）：本会議及び予算審査特別委員会が先程まで行われており大変ご苦勞様です。引き続き、総務産業常任委員会を開会する。

議件（1）請願の審査について

- ・請願第16号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の請願について

委員長：先程の本会議において本委員会が請願の付託を受けたので、その請願について審査を行いたい。付託された請願を審査するために、説明員として総務課から来ていただいている。この請願内容について清水町の取り組みや現状について総務課から説明を受けた後、皆さんからいろいろ質疑をいただきながら本委員会としての結論をまとめたいと思うので、よろしく願います。総務課長のほうから説明員の紹介と説明を願う。

総務課長（小笠原清隆）：（説明員紹介）。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の関係であるが、平成29年5月17日に法律第29号として公布されており、平成32年4月1日が施行日となっている。この法律改正を受けて国からの通知であるが、お手元に資料として配付しているものがあるが、その他としてまず最初に平成29年5月17日付けで総務大臣から、法律が施行された旨の通知が1つ来ている。その後、お手元に配付の平成29年6月28日付け、平成29年8月23日付けで、自治行政局公務員部長名で、各市町村に会計年度任用職員制度の導入に向けて必要な準備をしてくださいという通知をもらっている。法改正の趣旨であるが、地方公務員の臨時・非常勤職員については、請願の文書にもあるように平成28年4月現在で約64万人と増加している。教育や子育てなどいろいろな分野で活躍していることから、現状において地方行政の重要な担い手となっている。任用上の課題として、通常の事務職員を特別職で任用したり、採用方法等が明確に定められていないことから一般職の非常勤職員としての任用が進まなかった。更に処遇上の課題として、労働性の高い非常勤職員に期末手当の支給ができない状況から、適正な任用と勤務条件を確保することが求められ、地方公務員法、更には地方自治法の改正が行われたところ。改正の中身であるが、地方公務員法の一部改正においては、改正点が2点ある。1点目が特別職の任用及び臨時的任用の厳格化。2点目が一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化。1点目の特別職の任用及び臨時的任用の厳格化については、通常の事務職員等であっても、「特別職」（臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員等）の名のもとに任用され、その結果、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等が課されない者がいるということがあった。法律上、特別職の範囲を制度が本来想定している「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化された。また、「臨時的任用」については、本来、緊急の場合等に、選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度であるが、こうした趣旨に沿わない運用が見られることから、その対象を国と同じように「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化された。2点目の一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化については、法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確なことから、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法や任期等が明確化された。更に、地方自治法の一部改正においては、会計年度任用職員について期末手当の

支給が可能となるよう、給付に関する規定が整備されたところ。

新たに制度化された会計年度任用職員については、一般職に適用される各規定が適用される。服務に関する規定、例えば、服務の宣誓だとか、法律及び上司の職務命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業等への従事の制限等が適用される。それから更に懲戒処分の対象になることから、適切な運用が求められているところ。また、募集や採用にあっては地方公務員法 13 条の平等の扱いの原則を踏まえて、年齢や性別に関わりなく、均等な機会を与える必要がこれから生じてくる。給付においても、地方公務員法 24 条に規定する職務給の原則に従うことのほか、勤務条件や休暇、健康診断、研修、社会保障、労働保険、人事評価等も適切に取扱う必要がある。これからの地方公共団体の取組としては、まず臨時職員、非常勤職員の実態把握を行い、その任用の根拠の明確化、適正化を行う。更に会計年度任用職員の制度の整備を行っていく。こういった内容は遅くとも平成 31 年 3 月議会に条例提案をして、新たな制度による任用の準備を進めていくこととなる。

本町において、特別職非常勤職員のうち、担い手コーディネーター、幼稚園園長、教育指導幹の 3 名の職が今回の新たな会計年度任用職員に該当するのかなと思われる。ただ、国の通知では担い手コーディネーターについては、非常勤にはならないというようなかたちもあるので、その辺を精査していかなければならない。その他の統計調査員、学校医、投票管理者などの職の方々が特別職非常勤職員とするようなかたちとなってくると思う。更には会計年度任用職員に該当する職員については、通年雇用又は短期雇用している臨時職員、合わせて概ね 90 名程度が該当するだろうと思われる。そういう状況にあるので、平成 32 年 4 月の運用に向けて今肅々と担当として準備を進めている。まずは現状把握というかたちで進めて、今後任用の明確化だとか、給与などの勤務条件などの整備をこれから行っていくというような準備を進めていくような状況となっている。以上簡単であるが、法改正と今町で現実に動いている部分のご説明をさせていただいた。

委員長：今総務課より説明があったが、法改正により平成 32 年 4 月から施行されるということで、国からの通知に基づき現状の把握、特別職非常勤職員の厳格化、一般職非常勤職員の明確化・適正化を図りながら、新たな制度の運用について平成 31 年 3 月議会に向けて、今着々と準備をしているということである。今回の請願について、総務課に来ていただいているので、皆さんほうから質疑等があればこの機会に聞いていただきたいと思う。

高橋委員：実際の話、この請願の意見書を出すことについて意味があると思うか総務課の考えを教えていただきたい。

総務課長：請願の採択・不採択については、私たちが云々言う立場ではない。制度の内容については今ご説明したとおりで、国からも準備を肅々と進めてほしいという通知を受けているところであるので、地方公共団体はそれに従って進めていく状況にあるかと思う。ただ、ちょっと心配なのは今いる該当者をそのまま全部、準職員のなものにしてしまうと、どうしても経費的な部分が今よりもかかってくる。経費をどの辺に抑えるかについては、本町のこれからの検討事項かなと思う。

口田委員：いずれにしても、この請願の内容は清水町においてはほとんどなされていることではないかと思っている。特に該当するのはほんの僅かで、それに対して今ここでどうのこうの言うものではないと理解しているがどうか。

総務課長：先程説明したとおり、特別職という名のもとに一般職と同じような扱い方をしているのが一番の問題だということで、今回法改正がされて、その辺を厳しくしていきましようということ。きちんとした任用の仕方をしましようというのが 1 つの趣旨である。今清水町においては特に法を逸脱したような任用の仕方はされていない状況である。本町は法律に基づきそのまま肅々と進める。

口田委員：どこの町村もそのような気がする。特別どうのこうのという必要もないし、ほとんどがうちの町はやっていることだから。あえて請願まで出して云々騒ぐ必

要がないのかなという感覚。

西山委員：臨時職員が90名ぐらい該当になるとのことだが、期末手当が相当大きく響いてくと思うが、その状況はどうか。

総務課長：今、長期臨時職員については、年間45日（6月が15日、12月が30日）ということで日額の分をそれぞれ年間45日支給している。ただ、これを職員と同じように基本給に対する率で改正するというかたちになると、まだまだかなりの経費がかかってくる。その辺をどうするかについてこれから詰めていかなければならないところ。

佐藤委員：とてもいい制度だと思うが、心配なのは財源。そのことについて国から補助が出るのかどうか。清水町で負担をしなければならないのかお聞きしたい。

総務課長：これについては特に国から支援があるというものではなくて、地方公共団体に任用している人のための経費であるので、当然、町単費でもたなければならないのが現状かと思う。

中島委員：請願は国に対してということだと思うが、先程総務課長からお話のあった、町として国のいろいろな指導なりが入っている中、この法改正により、町として何か条例をつくらなければならない状況なのか。

総務課長：今回、会計年度任用職員というかたちになるので、新たにその職に合うような給与制度や服務規定などを条例や規則で定めていかなければならない。

中島委員：今総務課長がお答えになったことについて、平成32年4月1日からそういうものを対象にしていくという考え方だと思う。それがまだ地元でできていない状況の中で、今この請願を云々ということになるのかどうか。実際には国の法律の下でつくらざるを得ないのだろうが、私どもは地元の中でどういうふうに対応していくのかを見極めた上で、この請願について答えを出してもいいのではないかなと思う。町がまだ動いていない状況の中で、いかがなものかという思いをしている。この請願を拒否するものではないが、町でまだ条例ができていない、対応をまだしていない状況の中ではいかがなものかなという疑問をちょっと持っている。良いか悪いはこの先のことと感じている。

委員長：今の中島委員の意見について総務課として何かあるか。

総務課長：町の現状の動きとしては、臨時・非常勤職員の状況把握ということで、この職員はどちらに区分されるのかといったところからまず始めた中で次の段階に移っていくような状況である。時間はそれほどないが、それに沿ったかたちで作業を進めていかなければと感じている。

中島委員：清水町としては、新しい制度に肅々と対応していくという考え方は当然のことだと思う。批判するとかそういうことではなくて、清水町議会としてこの請願を今採択して意見書を出す時期なのかということ。町の新しい条例を見極めた上で、あるいは実務をやった上で、こういうところが問題になるということがはっきりと見えてくればこの請願は生きてくるのかなと思う。はっきりとしたことは言えないが時期的なものとしていかがなものかなという思いである。だめだとかいいとかではなく、ただタイミング的に町の対応がはっきり表に出てきていない中でいかがなものかなということ。国の法律も実際に動いているわけなので、それを清水町がどう受けるのかということ。受けることによって意見書も出てくるのではないかと思う。

委員長：この請願内容を見ると、法律が改正されたが、自治体によっては準備不足であるとか、未着手の自治体もあるといったものが懸念されるということで、国のほうから自治体に、再度そういう体制をしっかりとれるようなことをしてほしいという要望だと思う。今言ったことについて違うのかどうかお聞きしたい。

総務課長：お手元に配付のとおり、国からいろいろな通知が来ており、そのとおりやってほしいということだと思う。だから町村については、それに準じてやるしかない。状況を見ながらどういった対応がいいのかということ、管内的にはまだそれほど進んでいるものでもない。これから検討する中身が出てくるのかなと思っている、今のところは現状把握というところにとどまっている。

委員長：先程説明のあった特別職と一般職という話についてメモがしきれなかったので再度お聞きしたい。

総務課長：特別職非常勤職員の中では担い手コーディネーター、幼稚園園長、教育指導幹がうちの町では該当するかなど。それ以外については臨時職員が該当する。

委員長：その他に請願のことについて総務課に聞きたいことがあれば受ける。
(なしの声あり)

委員長：大変お忙しいところ感謝する。総務課においては退席をお願いする。休憩する。

【休憩 16:33 (執行側退席)】

【再開 16:33】

委員長：再開する。本委員会として、この請願について採択するのかどうかについて、再度調査するなどいろいろあるがどういう方法でこの請願を取扱ったほうがよいか。

中島委員：先程お話し申し上げたように、請願では自治体は準備不足とのことであったが、総務課長の説明によると本町は粛々と進めているというふうには私は理解した。これはうちの町に関してはあまり該当しない。ということは、記以下の1つ目の「改めて制度変更について各自治体に対し周知徹底をするとともに、実態の把握に向けて必要な調査等を行うこと」については、うちの町として一定の条例等が示され、きちんとやれているのかどうかを判断した上でその請願を判断いくことがわが町の議員の役目かなどと思っている。それからいうと改めて調査するのではなくて、継続審査にして、町の条例提案が出てくるのを見て、実際にそれをつくる過程の中でどうだったのかということを知った上で判断してもいいのではないかと思う。出すべきものは国に出していかなければならないと思うが、うちの町の実態が見えていないので、まずはそれを見極めてから判断をするということではいかがか。

委員長：平成31年3月の議会までに、新たな条例の提案をしたいとのことを言っているので、時期的にはどのくらいになるのか。

中島委員：先程の総務課長の話では、施行日は平成32年4月1日。当然町としては平成30年度中までに提案しなければならないと思うので、時期的にはそれからでもいいのでは。自治体が動いていないので、今国に言ってもこれが即変わるとは思わない。継続審査にして、少なくともわが町の情勢を見た上で、条例が出てきた時点で改めて審査するというのではいかがかということをお願いしている。

委員長：中島委員より、町の施行までの経緯をある程度見てという意見があったが皆さんはどうか。先程、総務課長から他町も同じような対応であるという言い方もされていた。国からの通知なので、粛々と準備をするだろうというふうに思う。今中島委員が言われるように継続審査ということにすることでよいか。

高橋委員：中島委員の言うとおりでいいが、ただスケジュール的にはどんなものかなど。どこまで引っ張ればいいのかがよく分からない。

中島委員：法の改正に基づいて清水町の条例をつくるという話しが先程あった。私が言っているのは、それが示された時点で、この請願の部分がどういう対応になっているのかを見極めた上で、そのままなのか、修正して出してほうがいいのかを考えてもいいのでは。

高橋委員：事務局に聞きたいが、実際の話、我々の任期が1月の途中で終わるわけだが、そこまでに執行側として、新しい条例を出してこなければ、委員会としては何もしなくてもかまわないということなのか。

佐藤局長：継続審査になった場合、議員の任期が満了になった時点で廃案になる。この場合は結局、結論を出さないで終わることになる。新しい議員の任期が始まっても議案は引き継がれない。

委員長：休憩する。

【休憩 16:40】

【再開 16:45】

委員長：再開する。この請願について採択をするかしないか、あるいは趣旨採択の方法もあるかと思う。どうするか。記以下、4番目の「非正規労働者の格差是正を求める『同一労働同一賃金』の法改正の動向を踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を一般職非常勤職員に適用させるよう、更なる地方自治法の改正を行うこと」の文言については、更なる地方自治法の改正を行うという内容であり、前文のほうの趣旨とは違うと思うがいかがか。

中島委員：まずは請願を採択するかしないかをお諮りいただいて、今委員長が話されたことは意見書としてまとめる際に改めてどうするか議論を進めていただきたい。

委員長：請願について、他に意見がなければ結論を出したいがよろしいか。

(はいの声あり)

委員長：請願第16号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の請願について、本委員会として採決を行う。採決でよろしい方は挙手願う。

(佐藤委員、西山委員、中島委員の3名挙手)

委員長：そのほかの2名については不採択か。

口田委員：不採択。

高橋委員：趣旨採択。

委員長：請願第16号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の請願について、採択3名、不採択1名、趣旨採択1名ということで、本委員会として賛成多数により採択とする。

高橋委員：今までの流れの中で、私が調べたところによると、委員会での意見書の提出等に関しては多数決はない、全員一致でないといけないようだが、その辺はどうなのか。

委員長：事務局はどうか。

佐藤局長：うちの場合は委員会の議員が賛成者となって、別に議案を提出するかたちになっている。反対者がいた場合は、過去には反対者は賛成者になっていない。意見案を出す時には個人対応で今まで行っている。

委員長：不採択の委員は、意見書提出の際の賛成議員とはならないということか。

佐藤局長：そこまで強制はできないことだと思う。

加来議長：事務局が説明したとおりであるが、今の委員会の状況であると、賛成多数で採択。意見書案を提出する賛成者は委員会で出すのではなく個人で出すので、賛成した3人が賛成者になり、反対した2名は賛成者にならないというようなかたちでやってきた。

委員長：意見書として提出する場合は、委員長は提出者になるのか。

中島委員：3対2で委員会として採択になっているので、提出者として委員長にお願いしたい。

委員長：意見書を提出するというので、意見書の提出者・賛成者で意見書案を後程協議する。

議件（2）広報広聴常任委員の選出について

委員長：広報広聴常任委員の選出について、総務産業と厚生文教の両常任委員会から3名ずつ、議会運営委員と重複しないかたちで選出するというので2月26日の全員協議会で確認済みである。そういうことになると、総務産業常任委員会からは、佐藤委員、口田委員、中島委員の3名になるが、よろしいか。

(はいの声あり)

委員長 : 広報広聴常任委員として、佐藤委員、口田委員、中島委員の3名について本委員会から選出するので、よろしくお願いします。

議件(3) 所管事務調査の申し出について

委員長 : 6月定例会までの所管事務調査の申し出について、調査申し出事項の協議をしたい。それと、突発的な事項に対応するため「その他所管に関する事項について」の申し出も行う。これは3月16日までに決定しなければならないことである。何かあれば出していただきたい。なければ再度協議したいが考えていただく時間を設けてよろしいか。

(はいの声あり)

委員長 : 次回の委員会までに考えてきてもらい協議をして決定したい。

議件(4) 議会報告会と町民との意見交換会について

委員長 : 議会報告会と町民との意見交換会について、平成29年からテーマを設けての意見交換を実施しており、平成30年度の開催に向けて議会運営委員会で協議した結果、各常任委員会からテーマを挙げてもらい、そのテーマに基づいて意見交換を行うとの結論になったので、意見交換会のテーマについて協議することになっている。これも次回までに考えてきてもらい協議したいと思うがよろしいか。

(はいの声あり)

委員長 : これも次回の委員会までに考えてきてもらい協議して決定したい。次回の委員会は3月16日までに開催したい。

議件(5) その他

委員長 : その他として委員から何かあるか。休憩する。

【休憩 16:54】

【再開 16:57】

委員長 : 再開する。請願が採択になり意見書を提出するが、内容については意見書の中で議論をするということで、今日、委員会終了後に行うのか。

中島委員 : 3月12日の本会議で委員長報告後採択になれば、3月13日に意見書案を全員協議会に諮るとことになり、日程的に厳しいので、このままこの委員会で協議を行っていただきたい。

委員長 : 今中島委員に言われたように、3月12日に採択になれば3月13日に全員協議会となり日程が詰まっているが、どうするのか。

中島委員 : 2名の反対者がいるので、先にその他の議件をやっていただき、委員会を閉じてから、提出者と賛成者で協議をしてはどうか。

委員長 : その他として、委員より何かあるか。

(なしの声あり)

委員長 : 朝から大変ご苦勞様です。これで総務産業常任委員会を終了する。